

韓国知的財産ニュース 2025年9月後期

(No. 541)

発行年月日：2025年12月11日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【法案提出】中小企業技術の保護支援に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2213221)

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許庁、「Kブランド保護諮問団委嘱式」を開催
- 2－2 韓国特許庁と大韓商工会議所、中小企業の技術主導に向けた成長方策について議論
- 2－3 韓国特許庁特許審判院、五序審判部ハイレベル会合に参加
- 2－4 韓国特許庁、国際特許情報博覧会「PATINEX2025」開催
- 2－5 韓国特許庁、「2025年上半期優秀審査・審判官の授賞式」を開催
- 2－6 韓国特許庁、光州（クァンジュ）所在の中小企業と懇談会を開催
- 2－7 韓国特許庁、全南（チヨンナム）大学と知財教育の優秀な事例を共有
- 2－8 韓国特許庁、産業界の意見を特許制度に反映するためのIP専門家懇談会を開催
- 2－9 韓国特許庁、ナノ総合技術院と知財懇談会を実施
- 2－10 韓国特許庁「2025知識財産創業競進大会の授賞式」を開催
- 2－11 韓国特許庁、国家情報資源管理院で起きた火災により非常対応体制を稼働
- 2－12 韓国特許庁、特許保護・事業化のための庁・NST政策懇談会開催
- 2－13 韓国、国家知的財産政策のコントロールタワー「知的財産処」が発足

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許+商標+意匠の総合的R&D戦略、企業現場に答えがある

その他一般

- 5-1 「2025グローバルイノベーションインデックス」で韓国は総合4位、アジアトップ

法律、制度関連

1-1 【法案提出】中小企業技術の保護支援に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2213221）議案立法（2025.9.24.）

議案番号：2213221

提案日：2025年9月24日

提案者：クォン・チルソン、ホ・ソンム、パク・ギュンテク、パク・ヘチョル、キム・ギピョ、キム・ジュンヒョン、ハン・ジュンホ、シン・ヨンデ、キム・ヨンファン、ハン・ミンス、カン・ジュンヒョン、イム・ミエ議員（12人）

提案理由

現行法では、中小企業の技術侵害を防止し、被害を救済するための根拠を規定しているが、近年も侵害事例が継続的に発生し、直近5年間の被害金額が、4千億ウォンに達するほど、深刻な水準である。しかし、多数の中小企業は、侵害事実を立証の難さ及び高い訴訟費用の負担により、権利救済を放棄するケースが増加している。

2018年の法改正を通じて、行政調査制度を導入するなど、制度的な装置を設けたが、その適用範囲が営業秘密侵害行為に限られており、調査又は中小企業技術紛争の調停・仲裁委員会との連係が不十分であり、公正な判断のための手続き的な装置が不足している実情だ。また、被申告人が調査に応じないとしても、この場合、強制できる手段がないため、制度の実効性にも限界があるとの指摘が提起されている。

これに対し、中小企業の技術侵害行為の範囲を拡大し、資料提出命令制度を補完、不履行時に、履行強制金を賦課できる根拠を新設する一方、中小企業技術紛争の調停・仲裁委員会の構成と運営を改善し、調査及び紛争調停制度の実効性を高めることで、中小企業を技術侵害から手厚く保護しようとするものである。

主要内容

イ、中小企業の技術侵害行為について、営業秘密のほか、アイデア、技術資料等に関する侵害を含むこととする（案第2条）。

ロ、中小ベンチャー企業部長官が、紛争調停・仲裁委員会の要請に基づき、調査資料を送

付できるようにし、申告人の地位は申告日を基準に判断する（案第8条の2）。

ハ、中小企業の技術侵害行為により、被害発生及び回復困難な被害発生の恐れがあり、紛争調停・仲裁委員会において中小企業の技術侵害行為があつたと議決した場合、是正を勧告できるようにする（案第8条の3）。

二、資料提出要求を正当な理由なく不履行する場合、1日平均売上額の1千分の3以内の範囲で、履行強制金を賦課できるようにする（案第8条の6）。

ホ、資料提出要求に応じず、正当な理由を疎明しない場合は、申請人の主張を真実なものだと認めることができる（案第8条の7）。

ヘ、中小企業技術紛争の調停・仲裁委員会の副委員長を2名とし、委員長及び副委員長を常任にし、委員会の事務機構設置の根拠を設ける（案第23条及び第23条の2）。

ト、紛争調停のために必要な場合、中小ベンチャー企業部長官に調査等の協力を要請できるようにし、調停又は仲裁を申請した者に対し、中小企業の技術侵害行為の申告を勧告するようにする（案第27条）。

チ、技術侵害申告及び紛争の調停・仲裁する当事者が、代理人を選任できるようにする（案第30条の2）。

法律第 号

中小企業技術の保護支援に関する法律の一部改正法律案

中小企業技術の保護支援に関する法律の一部を下記のとおり改正する。

第2条第3号各号を下記のとおりにする。

イ、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号ヌ目による方法で、中小企業の技術侵害する行為

ロ、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号の営業秘密に該当する、中小企業の技術を同法第2条第3号に基づき、他の方法で侵害する行為

ハ、「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」第2条第9号の技術資料に該当する、中小企業の技術を同法第21条の2第1項、第25条第1項第12号、又は同条第2項に違反して侵害する行為

二、「下請取引の公正化に関する法律」第2条第15項の技術資料に該当する、中小企業の技術を同法第12条の3第1項から第4項までを違反して侵害する行為

ホ、「特許法」第2条第2号の特許発明に該当する、中小企業の技術を同法第127条により、侵害する行為

第4条中「『下請取引の公正化に関する法律』」を「『大・中小企業上の生協力の促進に関する法律』、『下請取引の公正化に関する法律』」とする。

第8条の2第4項中「第1項の規定による申告を受けた場合」を「下記の各号いずれかに該当する場合には」とし、同項に、各号を下記のとおり新設し、同条に第6項から第8項までを各々下記のとおりに新設する。

1. 第1項の規定による申告を受けた場合

2. 第27条第4項に基づき、中小企業の技術紛争調停·仲裁委員会の協力要請がある場合

⑥ 中小ベンチャー企業部長官は、第23条に基づき、中小企業の技術紛争調停·仲裁委員会が、紛争の調停·仲裁のために要請する場合には、第1項による申告関連書類及び第4項による調査結果を送付できる。

⑦ 中小ベンチャー企業部長官は、資料を有する者が、第4項による提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、資料を有する者に申告人に対して、その理由を書面で説明させ、当該書面について、各々が相手に、各3回以下の範囲で、質問及び回答させることができる。

⑧ 第1項の規定による申告をしようとする者が、中小企業者該非は、申告日を基準にして判断し、その後、中小企業者ではなくなった場合でも、既に開始された調査手続及び是正勧告には影響を及ぼさない。

第8条の3第1項中「第8条の2による調査の結果、被申請人の中小企業、技術の侵害行為があると判断する相当な根拠があり、既に被害が発生、又はこれを放置する場合、回復が困難な被害が発生する恐れがあると認められる場合は」を「次の各号の要件をすべて満たしている場合には」とし、同項に各号を下記通り新設し、同条第3項中「被申請人が」を「被申告人が」と、「その」を「特許庁長及び公正取引委員長と協議して、その」とする。

1. 第8条2第4項第1号による調査の結果、被申告人の中小企業の技術侵害行為により、既に申告人に被害が発生、又は放置する場合、回復が難しい被害が発生する恐れがあると認められる場合

2. 第23条による、中小企業技術紛争調停·仲裁委員会が、被申告人の中小企業の技術侵害行為があったと議決した場合

第8条の5、各号以外の部分の中「不正競争防止及び営業秘密保護に関するした法律第十一條の規定により」を「侵害の禁止、又は」とする。

第8条の6及び第8条の7を各々、下記のとおりに新設する。

第8条の6（履行強制金等）①中小ベンチャー企業部長官は、関連機関又は事業者等が、正当な理由なく、第8条の2第4項に基づく、資料提出要求を履行しなかった場合、その資料が技術侵害の有無を確認する際に必要であると認める場合、その資料の提出を再度、求めることができ、これを履行しなかった者には、1日ごとに、大統領令で定める1日平均売上高の1千分の3以内の範囲で、履行強制金を賦課することができる。ただし、売上高がない場合や、売上高算定が困難な場合は、1日あたり200万ウォンの範囲で、履行強制金を賦課することができる。

② 履行強制金の賦課·納付·徵収·還付などに必要な事項は、大統領令で定める。ただし、

滞納された履行強制金は、国税滞納処分の例にしたがって、これを徴収する。

第8条の7（事業者等が文書を提出しなかった場合の効果）中小ベンチャー企業業部長官は、第8条の2第4項に基づき、資料提出要求を受けた関連機関、又は事業者等がこれを履行していないものの、正当な理由を疎明しなかった場合（外見上、正当な理由を疎明したとしても、疎明の時期及び内容並びに提出を要求された資料の性質及び内容等に照らし、その疎明が形式的なものにすぎず、実質的には、正当な理由を全く疎明していないのと同様に評価される場合を含む。）には、第8条の3第1項の勧告及び第3項の公表するに当たって、証明すべき事実に関する申請人の主張を真実であると認めることができる。

第23条第1項中「仲裁する」を「仲裁し、中小企業の技術侵害行為を公正に判断する」とし、同条第2項第4号を第6号にし、同項に第4号及び第5号を各々下記のとおり新設し、同条第3項中「1人を」を「1人と副委員長2人を」に、「50人」を「60人」に、「構成する」を「構成するが、委員長と副委員長は常任とする」とし、同条第4項各号以外の部分の中「委員長は」を「委員長と副委員長は」にし、同項第号を消除し、同項第1号を第3号とし、同項第1号を下記通りに新設し、同項第2号のうち「4級又は4級相当以上の」を「中小ベンチャー企業部、公正取引委員会又は特許庁の4級以上」と、「公的機関の職に」を「公務員に」とする。

4. 第8条の2第1項により、申告された中小企業の技術侵害行為の判断に関する事項
5. 第27条第4項の規定による、協力要請及び同条第5項の規定による、勧告に関する事項

1. 裁判官の資格を有する者の中で、裁判所行政処長が推薦した者、

第23条の2及び第25条の2を各々下記のとおり新設する。

第23条の2（事務機構）①委員会の業務を支援するため、委員会に事務機構を置くことができる。

②第1項による、事務機構の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第25条の2（調停案の作成等）①調停部は、調停案を作成し、これを事件の当事者に提示し、受諾を勧告することができる。この場合、調整部は調停案に理由をつけて提示することができる。

②調停部は、事件の当事者が調停手続きの進行を拒否又は調停案の受け入れを拒否するなど、これ以上調整が行われる余地がないと判断される場合には、調停の終了を決定し、これを事件の当事者双方に通知しなければならない。

③第1項による、調停案が事件の当事者双方により、受諾された後、その解釈又は履行方法について、事件の当事者間で意見の不一致がある際は、事件の当事者は、当該調停部にその解釈又は履行方法に関し、明確な見解の提示を請求しなければならない。

④調停部は、第3項による要請を受けた場合、その要請を受けた日付から14日以内に、明確な見解を提示する必要がある。

第27条第1項前段中「調整部又は仲裁部は」を「委員会は」と、同条第2項中「調停部又は

仲裁部は」を「委員会は」と、同条第3項うち「調停部又は仲裁部は」を「委員会は」と、同条に第4項及び第5項を各々、下記のとおりに新設する。

④ 委員会は、紛争の調停のために、必要であると認める場合は、当事者と協議の上、中小ベンチャー企業部長官に調査等の協力を要請することができる。

⑤ 委員会は、調停又は仲裁を申請者に対し、第8条の2第1項に基づく、他の申告をするよう勧告することができる。

第30条の2を下記のとおり新設する。

第30条の2（代理人の選任）この法律による申告・調停・仲裁当事者は、代理人を選任することができる。代理人の資格・手続きなど必要な事項は大統領令で定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヵ月が経過した日から施行する。

第2条（履行強制金等に関する適用例）第8条の6及び第8条の7の改正規制は、この法施行以後、資料提出要求がある場合から適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「Kブランド保護諮問団委嘱式」を開催

韓国特許庁 (2025. 9. 16.)

韓流価値を守る専門家諮問団、第一歩を踏む！

韓国特許庁は9月16日火曜日、韓国知識財産センター(ソウル江南区)IP Campus+訓民正音ホールにて「Kブランド保護諮問団委嘱式」を開くと発表した。

最近、韓流が拡散するにつれ、韓国企業の商標を無断先占や原産地を韓国と誤認させるなど商取引秩序を害する韓流便乗行為が増加している。このような行為が続く場合、消費者の混乱を招き、ひいては国家イメージと韓流の持続的な成長を脅かす恐れがある。

特許庁はこのような悪意的な韓流便乗行為に対応するため、弁理士、弁護士など知財分野の専門家14人で構成された「K-ブランド保護諮問団」を発足する。諮問団は今後1年間活動し、海外で韓国企業を保護するための効果的な対応方法を模索し、専門的な諮問活動を展開する予定だ。

移植式の終了後に開かれた第1次会議では主要国で発生している韓流便乗行為の主要現

況を把握し、該当国の法令および制度に基づいた対応方案などを議論する。

特許庁次長は「最近、K-ブランドの世界化により韓流人気に便乗する知財権の侵害事例が頻繁に発生している」とし、「韓流人気に悪影響を与えることがないように悪意的な韓流便乗行為からK-ブランドの信頼を守っていく」と述べた。

2-2 韓国特許庁と大韓商工会議所、中小企業の技術主導に向けた成長方策について議論

韓国特許庁 (2025.9.17.)

中小企業の技術が先導する真の成長への方策について議論

韓国特許庁と大韓商工会議所は9月17日水曜日、大韓商工会議所の中会議室（ソウル中区）にて中小企業向け知財基盤の技術主導成長案について話し合う懇談会を開いたと発表した。

今回の懇談会は、さまざまな業種の中小企業CEOで構成された大韓商工会議所の中小企業委員会※の委員が参加し、知財をめぐる悩みの解消や競争力強化により、技術先導の真の成長を図るために積極的な行政活動の一環として行われた。

※中小企業政策懸案の建議、政府・中小企業間の疎通チャネルとして大韓商工会議所内に構築・運営(2002年~)

中小企業は全体企業の99.9%、雇用の80.4%、売上高の45%を占め※、主要産業において欠かせない供給網であり技術革新をリードする産業競争力強化の主役である。

※全体企業の99.9%(829.9万社)、雇用の80.4%(約1,911.8万人)、売上高の44.9%(3,301.3兆ウォン)(2023年時点、出典:中小企業基本統計、中小ベンチャー企業部)

しかし、中小企業を技術革新の側面からみると、研究開発(R&D)投資企業の割合は減り、主力研究開発技術の中で世界初の開発である新技術は減っている一方、国内外で普遍化された技術が増えている※のが現状である。

※ [R&D投資企業] (2019年) 36% → (2023年) 31.7%、[主力R&D技術のうち世界初の技

術] (2019年) 2.1% → (2023年) 0.9%

[主力R&D技術のうち国内外で普遍化された技術] (2019年) 60.2% → (2023年) 76.9%

(出典:中小企業技術実態調査、韓国銀行・特許庁)

とりわけ、中小企業が保有している産業財産権は増加しているが、産業財産権貿易収支の赤字幅が拡大※しており、質的な改善と技術競争力の向上が求められている。

- * [中企企業における平均保有産業財産権(件)] (2020年) 8.3、(2021年) 8.2、(2022年) 9.3、(2023年) 10.6
 - [中企企業における産業財産権収支(億\$)] (2020年) -3.6、(2021年) -4.0、(2022年)-3.6、(2023年) -4.8(暫定)、(2024年) -5.5(暫定)
- (出所:中小企業技術実態調査、韓国銀行・特許庁)

懇談会に参加した中小企業委員会委員は、AI・ロボットなど新産業分野における特許審査期間の短縮、特許審査向け高級人材の補充、優秀発明品の選定拡大、特許紛争への対応支援強化、産業界のニーズを反映した証拠調査制度・無効審決予告制度の導入などを建議した。

大韓商工会議所の中小企業委員長は「中小企業が知財を積極的に確保し、事業化およびグローバル進出に活用できるよう、政府にはより実質的でニーズに応じた支援を行ってほしい」と述べた。

特許庁長は「急変する貿易・通商環境の中で中小企業の生存と技術が先導する真の成長を実現するカギとなるのは知財だと思う」とし、「中小企業の革新技術が高付加価値の名品特許として確保され、海外市場でも強力に保護されるようAI・ビッグデータを活用したR&Dと知財戦略支援を強化する」と述べた。

2-3 韓国特許庁特許審判院、五府審判部ハイレベル会合に参加

韓国特許庁 (2025.9.17.)

中国福州にある中国特許審査協力センターにて開催

韓国特許庁の特許審判院は9月16日火曜日から17日水曜日まで、中国特許審査協力センター(中国福州)にて開催された「第6回五府特許審判部長会合」に参加したと発表した。

今回の会合には韓国をはじめ、米国、欧州、日本、中国などIP5(世界5大特許庁)所属の特許審判部長※が一堂に会し、各国における特許審判制度の最新動向を共有し、審判事件の管理能力を強化するための方案を模索し、世界的な知財紛争の解決に効果的に対応するための制度改善の方向について議論した。

※(中国)高雄和、(日本)野仲松男、(米国)ジェフリー・アブラハム(部長代理出席)、

(欧州) パスカル・グリツカ（部長代理出席）

とりわけ、今回の会合で韓国特許審判院はこれまで推進してきた審判手続きの透明性向上、迅速審判制度の運営、デジタル基盤審判管理システムなどの経験について共有し、今後の国際協力策を提案した。

また、会合に機に開かれるユーザーセミナー(User Seminar、17日開催)には中国現地に進出した韓国企業関係者が参加し、IP5 各国における審判制度と運営現況について把握し、海外で起こり得る特許紛争に効果的に対応できる実質的なアドバイスを得られると期待される。

特許審判院長は「今回の会合は世界的な知財紛争の中で韓国企業の権利保護を強化する重要な契機になると思う」とし、「今後も国際協力を通じて特許審判制度の先進化を導き、ユーザーフレンドリーな審判環境をつくっていく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、国際特許情報博覧会「PATINEX2025」開催

韓国特許庁 (2025. 9. 18.)

特許情報で「真の成長」を実現する先端技術革新を起こす！

韓国特許庁は9月18日木曜日から19日金曜日まで、ロッテホテルワールド(ソウル松坡(ソンバ)区)にて韓国最大規模の国際特許情報博覧会である「PATINEX※2025」を開催する。

※PATent INformation EXpo

「PATINEX2025」は、世界的な技術競争の中で技術革新を先導する企業の特許情報活用戦略やノウハウを共有する場であり、今年21周年を迎える韓国最大規模の特許情報イベントである。今回のイベントは「AI革命、知的財産(IP)データからみる新しい可能性」をテーマに、国内外の専門家からの講演や特許情報サービス企業のさまざまな展示が行われ、企業間のネットワークがビジネス成果につながるよう多様なイベントが開かれる予定だ。

18日にはソウル大学校初代AI研究院長を歴任したチャン・ビョンタク教授の「AIが開く知財革新の時代」というテーマの基調演説でスタートし、世界知的所有権機関(WIPO)および慶熙(キョンヒ)大学校イ・ギョンジョン教授など国内外の特許専門家から「特許ポートフォリオ開発のための4つのビジネス理由」、「AIエージェントからみる未来知能経済への転換の展望」など、特許戦略やAI技術をテーマにするさまざまな発表が行われる。

特許情報を活用した有望なアイディアを発掘し、創業と技術事業化を支援するために今年5月に開催した「知財データ活用創業コンペティション※」および「知財情報政策に関する対国民アイディア公募展」の優秀受賞者への授賞式※※も開かれる。

※（創業コンペティション）ワンド（最優秀賞）、ホットワイド、マークワーカス（優秀賞）
※※（アイディア公募展）チョ・アラム（最優秀賞）、チャン・チェヒヨン、チョン・グアンソン（優秀賞）

19日にはIBM、DAIKIN、ネイバー、アップステージなどグローバルAI先導企業の専門家たちが企業の経営戦略確率のための特許情報とAI技術の融合をテーマに未来へのインサイトを提供する予定だ。また、日本、欧州特許庁から参加した関係者から発表があり、各国における特許情報活用のトレンドおよび情報化戦略について共有する。

今回のPATINEX2025では講演のほかにもさまざまなサービスを体験できる展示ブースも設けられる。とりわけ、今年は昨年より展示規模が大きく拡大したことにより、国内外の特許情報サービス企業30社のサービスを体験することができ、サービス購買、業務協約(MOU)締結といったビジネスの成果につながるよう、サービス企業と需要者間のビジネスミーティングマッチングプログラムも運営される。

特許庁長は「特許情報は企業などが刻苦の時間と努力をかけて創り出した技術革新の結果物であり技術情報の宝庫だと思う」とし、「今回のイベントが、韓国企業がグローバル産業と技術の未来を見据え、革新の方向を考える機会になり、韓国の『真の成長』を導く原動力になれるこことを期待する」と述べた。

イベントの詳細は国際特許情報博覧会(PATINEX)ホームページ(<https://patinex.org>)から確認・参加申し込みができる。

2-5 韓国特許庁、「2025年上半年優秀審査・審判官の授賞式」を開催

韓国特許庁 (2025.9.22.)

「名品特許の創出」を主導する優秀な審査官・審判官の労をねぎらう！

韓国特許庁は9月22日月曜日、政府大田（テジョン）庁舎（大田市西区）にて未来の国家競争力の核心である知財(IP)創出の最前線で活躍している優秀な審査官・審判官を励ますために「2025年上半年優秀審査・審判官授賞式」を開催した。

今回のイベントは、人工知能(AI)、バイオなど先端技術分野の出願が急増する中で、正確かつ迅速な審査・審判業務を行い、韓国企業の成長を支えている優秀な審査官・審判官の労をねぎらい、その成果を共有するために開かれた。公的審査委員会からの厳格な審査を経て清廉性の面でも高く評価されたオ・ジョンチョル審査官(一般サービス商標審査チーム)など優秀審査官 65 人とソン・ヒョンチェ審判官(審判 93 部)など優秀審判官 6 人が選ばれた。

最近、特許庁は積極的行政活動を実現する目的で韓国企業の革新成長をより効果的に支援するために、AI とビッグデータを活用した審査システムの高度化に取り組んでいる。データ基盤の検索・分析システムを強化し、産業界の速い技術変化に迅速かつ正確に対応する一方、半導体・先端ロボットなど国家戦略技術分野の専門審査人材を着実に拡充し、世界最高水準の審査品質の確保に力を入れている。

合わせて、伝統的な審査・審判業務を越え、国家研究開発の方向を提示し、韓国企業の革新成長を牽引する核心的な機関として役割を拡大している。今回の授賞式は、特許庁のこのような取り組みが審査・審判官の専門性や献身から実現できた成果であることを証明するものである。

キム・ワンギ特許庁長は「今日受賞した方々は単に特許を審査することを越え、大韓民国の未来産業の礎を築く開拓者たちだと思う」とし、「企業の価値を高める名品特許の創出によりグローバル市場で韓国企業の競争力を高めることができるよう、特許庁が手厚い支援を続けていく」と述べた。

2-6 韓国特許庁、光州（クァンジュ）所在の中小企業と懇談会を開催

韓国特許庁（2025. 9. 23.）

知財に基づいた成長戦略について話し合う

韓国特許庁は9月23日火曜日、国立光州（クァンジュ）科学館（光州市北区）を訪問し「独立と発明」展示イベントに参加した。 続いて、光州所在の中小企業の役員・従業員との懇談会を開き、知財の相談や解決策について話し合った。

今回の光州訪問は、積極的な行政活動の一環として、同地域所在の中小企業から意見を聞き、知財活用や地域産業の競争力向上方案について話し合うためである。

懇談会に先立ち特許庁は、国立光州科学館と連携して巡回展示（2025年8月14日～9月30日）中の「独立と発明」企画展※を観覧し、協力事項や成果を振り返った。

※光復 80 周年と発明の日 60 周年を記念して独立有功発明家の業績を称えるために 5 月 15 日、政府大田（テジョン）庁舎 1 階の発明人の殿堂にて開館した企画展

続いて、国立光州科学館のビヨルビッヌリ館で光州所在の中小企業関係者約 30 名が参加し、「光州所在の中小企業との知財懇談会」が開かれた。この場では、中小企業における知財基盤競争力の確保策や支援事業に対する建議事項について議論した。

とりわけ、輸出企業が海外進出をする中で直面する困難について議論した。特許庁は「グローバル IP スタートアップ育成」事業※の来年度予算規模を拡大して編成し、支援の限度や単価調整などを行うことで輸出企業向け支援を拡大していく方針だと伝えた。

※3 年間海外での権利化、特許・ブランド戦略の策定など海外市場に合わせた IP 総合サービスを提供する事業で、来年度は 29% 増額編成(国費 120 億ウォン (2025 年) → 国費 155 億ウォン (2026 年))

特許庁長は「知財は企業の成長を導く鍵であり、企業の大切な技術資産を守ってくれる武器になると思う」とし、「特許庁は企業と共にこの鍵と武器をしっかりと守り、中小企業が知財を基にさらに大きな成長を成し遂げるよう支える」と述べた。

2-7 韓国特許庁、全南（チョンナム）大学と知財教育の優秀な事例を共有

韓国特許庁 (2025. 9. 23.)

地域に特化した知財教育の未来について考える！

韓国特許庁と全南（チョンナム）大学は 9 月 23 日火曜日、全南大学（光州（クァンジュ）市北区）にて「全南大における知的財産（IP）教育の優秀事例発表会」を開催した。

今回のイベントは、全南大学が 2021 年第 1 期 IP 重点大学※に指定された以後、推進してきた IP 教育の運営成果を共有し、在学生の IP 分野の進路探索を支援するために行われた。 イベントには特許庁長、全南大の研究副総長・研究処長、IP 重点大学事業団関係者、学生など約 60 名が参加した。

※（事業概要）地域の主力産業に特化した IP 専門人材の育成（学士・修士・博士）、および、地域における IP 教育の拡散拠点の役割を担う圏域別 IP 重点大学の運営支援

イベントでは全南大学の IP 教育プログラムに参加した在学生や卒業生、企業、機関が優秀事例について発表した。

第一に学生セッションでは 3 人の在学生と卒業生が知財分野の就職・進学・受賞の経験などを共有した。第二の企業セッションでは、株式会社タービンクルーのジョン・ギウン代表が IP メンタリングとインターンシップを通じた IP 能力の強化事例を発表し、第三の機関セッションではエネルギー企業開発院のキム・ビョンジェ選任から地域に特化した知財教育プログラムの運営成果についての発表があった。

キム・ワンギ特許庁長は「全南大は当該地域の知財教育拠点として位置づけられており、今回のイベントは大学や企業、学生が共に知財教育の成果や発展方向について共有する場である」とし、「特許庁は今後も大学・企業との協力を通じて地域における知財競争力強化や人材育成を積極的に支援する」と述べた。

2-8 韓国特許庁、産業界の意見を特許制度に反映するための IP 専門家懇談会を開催 韓国特許庁（2025. 9. 23.）

特許法改正案などユーザーフレンドリーな方向を考える

韓国特許庁は 9 月 23 日火曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル江南区）にて法曹界、産業界の声を反映した特許制度の改善に向け、知財（IP）専門家懇談会を開くと発表した。

懇談会には、午前に裁判官、弁理士など知財法律専門家、午後にサムスン・SK・現代・LG など主要企業の知財担当者が参加する予定だ。

特許庁は懇談会で、出願・登録関連期間の経過の救済に関する特許法改正案、優先審査、審査猶予など特許制度改善案について議論し、そのほかにも制度改善が必要な事項について法曹界・産業界から意見を集める考えた。

とりわけ、出願・登録関連期間の経過の救済に関する特許法改正案は、出願人の特許手続き上の誤りにより特許権が消滅することを防止するための改正案であり、些細なミスで特許権が消滅する事態に陥った企業にとって大きく役立つ救済措置になると思われる。

特許庁の特許審査企画局長は「特許庁は手続き上の些細な誤りにより、企業の成果を権利化する上でネックになる要素がないように気を配っている」とし、「韓国企業が保有する革新技術が強い権利として認められるように、特許制度の改善を続けていく」と述べた。

2-9 韓国特許庁、ナノ総合技術院と知財懇談会を実施

韓国特許庁 (2025. 9. 24.)

量子センサー分野で特許の競争力を確保する

韓国特許庁は9月24日水曜日、ナノ総合技術院（大田（テジョン）儒城（ユソン）区所在）にて量子センサー分野の研究開発について知財懇談会を開くと発表した。

懇談会は、特許庁の訪問型現場疎通政策の一環として行われた。両機関は量子センサー分野の技術開発現況および業界動向などを紹介し、知財をめぐる悩みを共有し、今後の同分野において特許の競争力を確保するための協力策について話し合う考えだ。

量子センサーを含む量子技術は人工知能（AI）、ビッグデータなどと共に第四次産業革命を導く主要革新技術として注目されており、韓国も量子技術を主要国家戦略技術に指定し、世界的な技術霸権競争に参入している。

特許庁は今後もさまざまな企業や研究機関と意見交換を行い、出願人が知財の活用力を高めるようサポートし、創意性や技術革新により得られた大切な研究成果が世界市場でも成果を上げるように支援を続けていく方針だ。

特許庁の電気通信審査局長は「量子センサーなど量子技術は世界的に技術開発が進められている分野だが、まだ初期段階であるため、韓国にとっても主要技術や特許を確保できるチャンスがある領域である」とし、「そのためには研究開発の初期から特許ビッグデータを分析するなどして研究開発戦略を効率的に確立することが大事であり、特許庁がさまざまな政策を通じて支援していく」と述べた。

2-10 韓国特許庁「2025 知識財産創業競進大会の授賞式」を開催

韓国特許庁 (2025. 9. 26.)

(株) SiriEnergy、知財スタートアップの最優秀賞を受賞

「高安定性次世代蓄電池用のリチウム金属電極」を披露した（株）SiriEnergy が今年最高の知財スタートアップに選ばれた。

韓国特許庁は9月26日金曜日、韓国知識財産センター（ソウル江南区）にて12大国家戦略技術など先端分野の知財を基盤に創業した優秀企業を選定・授賞する「2025 知識財産創

業競進大会の授賞式」を開くと発表した。

今回の大会は、部処統合型創業競進大会である「挑戦!K-スタートアップ 2025 (2025 年 10 月~12 月)」にて行われた部処別の予選リーグであり、特許庁と韓国発明振興会、信用保証基金が共催して半導体、二次電池、先端バイオ、量子など国家戦略技術分野の優秀知財創業チームを発掘・育成する。

計 322 社の創業企業が応募（2025 年 3 月~5 月）し、書類審査や発表審査、国民参加審査を経て最終的に 15 社の創業企業が選定された。

最優秀賞（特許庁長賞）は「高安定性次世代蓄電池用のリチウム金属電極」を開発（株）SiriEnergy が受賞する。同社は次世代二次電池の陰極素材を開発するディープテックスタートアップであり、リチウム金属電極の技術的課題である「リチウムデンドライト」現象を抑制する大面積・超薄板リチウムの金属電極を製造している。2025 年、米国エジソンアワードにおいて革新技術賞・革新製品賞を受賞し、該当技術の優秀性を認められた。

優秀賞（特許庁長賞）は「ビジョン AI 基盤オン・オフライン定量評価ソリューション」を発表した（株）エディントが受賞する。（株）エディントはサムスン電子の社内ベンチャー育成プログラムである C-Lab を通じて創業した人工知能ソリューション基盤のスタートアップであり、人間の行動と因果関係を分析する AI 技術を活用してオンラインテスト管理監督ソリューション、空間分析ソリューションなどを開発している。また、CES 革新賞受賞（2022 年）、信用保証基金創業競進大会優秀賞受賞（2022 年）など、技術の優秀性を評価されている。

奨励賞（発明振興会長賞）は（株）ハイドロエックスパンド、リボティックス（株）、（株）トフモビリティ、（株）オンコラップ、（株）オアペ、（株）ウェアコム、オブジェクトヒーラーが受賞、信用保証基金理事長賞はヨ・ホソプ、parachute、フォアーズが受賞、ディキャンプ代表理事賞はコアエックスエイアイ、ピナツ、ユエイチシステムが受賞する。

授賞式に先立ち、今回受賞する企業がベンチャー投資家の関係者に投資を誘致するための発表時間を設ける考えだ。また、部処統合型創業競進大会である「挑戦!K-スタートアップ 2025」の本選進出権を得て 10 月に各部処の予選リーグを通過した創業企業とは大統領賞（賞金 3 億ウォン）を競い合う。

特許庁の経済革新チーム課長は「優秀な知財はスタートアップの最も大きな競争力であり成長動力だと思う」とし、「今後も特許庁は革新的なアイデアを持ったスタートアップ

がより一層成長していけるよう投資誘致、公共販路開拓などを手厚く支援する」と述べた。

2-1-1 韓国特許庁、国家情報資源管理院で起きた火災により非常対応体制を稼働

韓国特許庁 (2025. 9. 28.)

韓国特許庁は、国家情報資源管理院（以下、管理院）大田（テジョン）センターで起きた火災と関連して、庁長を中心に状況について点検し、非常対応班を運営中だと発表した。

特許庁システムは、管理院光州（クァンジュ）センターに位置するため、今回の火災により直接影響を受けることはないが、関係機関のシステム障害で電子出願システムなど一部のサービスに障害が発生した。

対策として、期限の定めがある中間書類や手数料については法令に基づき提出期限が延長（障害が解消された以後まで）される点を知らせ、出願する場合には出願人が特許庁（大田本庁、ソウル事務所）に訪問して提出できるように週末勤務を含む非常勤務体制に入った。

上記の内容は特許庁ホームページ（www.kipo.go.kr）などから確認できる。

特許庁はユーザーの不便を最小限に抑えるよう関係機関と協力してシステムを迅速に復旧するよう最善を尽くし、今後の進行状況について迅速に案内する方針だ。

2-1-2 韓国特許庁、特許保護・事業化のための庁・NST 政策懇談会開催

韓国特許庁 (2025. 9. 30.)

韓国特許庁・NST で優秀公共特許支援戦略を発掘

韓国特許庁は、国家科学技術研究会（以下 NST※）および NST 所属の政府出捐研究機関（以下、出捐研）とともに、9月 30 日火曜日 11 時、NST1 階の大会議室（世宗市市庁大路）で政策懇談会を開催したと発表した。

※ National Research Council of Science & Technology

NST は、23 の科学技術分野において出捐研の研究事業を支援・育成し、体系的に管理して国家知識産業の発展を牽引する機関であり、韓国電子通信研究院と韓国生命工学研究院は通信、生命科学などの研究開発分野で中枢的な役割を果たしている。現在、政府の研究開発（R&D）予算の 65. 2% が大学・公共研究機関に集中※していることにより、特許、

技術ノウハウなど保有技術は継続的に増加しているが、技術移転・事業化の実績は停滞※※している。今回の懇談会は、特許庁と NST が協力して公共研究機関が保有している優秀な海外特許の保護、権利行使および事業化の支援戦略を発掘するために実施された。

※2023 年の政府 R&D 予算（30.5 兆ウォン）のうち 65.2%（19.9 兆ウォン）を占める

※※累積保有技術件数(件)：(2016 年) 311,735 → (2021 年) 381,723 → (2023 年)
403,466

技術移転件数(件)：(2016 年) 12,357 → (2021 年) 15,383 → (2022 年) 12,057 →
(2023 年) 12,076

懇談会では、特許庁から公共研究機関の特許事業化および海外の特許を保護するための政策紹介があり、公共研究機関の研究成果物を特許または営業秘密で保護し、その後の技術取引・事業化に繋げるための支援戦略について議論された。

キム・ワンギ特許庁長は「公共研究機関が保有している優秀な特許は、国家イノベーションの基盤となる大切な財産であり、優秀な特許を強固に保護し事業化していくことは国家競争力を高める上で非常に重要である」とし、「今後も公共研究機関が保有している優秀な国内外の特許に関する政府支援をより一層強化していく」と述べた。

2-13 韓国、国家知的財産政策のコントロールタワー「知的財産処」が発足

韓国特許庁（2025.9.30.）

- 知的財産紛争で戦略的に対応するための組織新設 -
- 知的財産の創出・活用および取引を担当する専任支援組織も設置 -

10月1日の政府組織法の改正案施行により、韓国特許庁が国務総理室所属の「知識財産処」に昇格し、新たに発足する。

韓国知識財産処の発足は、多様な形態の知識財産を統合・管理し、未来を先導する産業革新の基盤を整え、知識財産の創出と活用、保護機能を総合的に確立するためのものだ。今後、韓国知識財産処は国の知識財産政策のコントロールタワーとして、韓国政府レベルの知識財産政策の策定と総括・調整業務を担うことになる。

今回の発足に合わせ、中核機能を強化するための組織改編も行われた。従来の 1 官 9 局 1 団 57 課、3 所属機関、1,785 名規模の組織が、1 官 10 局 1 団 62 課、3 所属機関、1,800 名に拡大・改編された。

組織改編の最大の変化は、知的財産紛争対応局の新設である。従来は、課単位で遂行していた業務を局単位に拡大し、知的財産紛争発生時に国家レベルの迅速な対応を支援する。また、省庁別に分散している知的財産業務を総括・調整し、保護の死角が生じないようにするとともに、新規知的財産に対する保護措置も整備する見通しだ。

知的財産の創出・活用および取引を担当する専任支援組織*も設置される。R&Dにより、高品質な知的財産を確保し、取引と事業化を進め、収益を創出し、R&D再投資へと連携する「知的財産好循環エコシステム」を提供するためである。知的財産の観点から、韓国政府 R&D と活用政策が策定されるよう省庁間の協働を強化し、優れた知的財産が国家経済の成長エンジンとして生まれ変わるよう支援する方針である。

* (改編) 産業財産活用課 → 知的財産創出活用課、(新設) 知的財産取引担当課

韓国知識財産処は、国の知識財産政策のコントロールタワーとして、韓国の産業競争力の確保を支える府省横断的な政策の策定を最優先課題として推進するとともに、今後、韓国の国民と企業が創出した知識財産が市場で活発に取引され、誰もが知識財産をめぐる紛争を心配することなく自由に活動できる環境を構築する方針だ。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許+商標+意匠の総合的 R&D 戦略、企業現場に答えがある

韓国特許庁 (2025. 9. 26.)

(株) エイプロを訪問して知財を基にしたグローバル競争力の強化について議論

韓国特許庁は9月26日金曜日、電力変換技術と二次電池装備を開発する(株)エイプロ(京畿道(キヨンギド)安養(アンヤン)市)を訪問した。今回の企業訪問は、特許のみならず、商標・意匠など知財権を総合的に活用して技術革新を実現し、海外市場に進出した成果を振り返り、効果的な政策支援について話し合うために行われた。

企業訪問では、特許庁が推進中の「特許路 R&D 融合戦略支援」の主要成果について紹介した。この戦略は企業が技術開発段階から特許だけではなく商標・意匠まで総合的に分析し、

ブランド競争力と製品・サービスの差別化戦略を立てるように支援する内容である。

(株)エイプロは2000年に設立され、電力変換や回路技術を基に充電・放電器など二次電池製造装備を開発する企業であり、バッテリーセルの性能を決める後工程のコア装備をヨーロッパやアジア市場に供給するなど、グローバルバッテリーバリューチェーンにおいて高い競争力を確保している。とりわけ、特許庁の融合戦略支援(2023年~2024年)を通じてEV充電器を北米市場に進出させることを目標に海外の競合他社の特許を分析し、対応戦略を確立した。また、ビジネスモデル別の商標戦略と製品コンセプトの開発、UI/UXデザインの提案など、ブランド・デザインの差別化戦略を推進した。

その結果、スマートEV充電器に関する特許・商標・意匠を計42件(国内28件、海外14件)出願した。具体的にはケーブル・電力制御・バッテリー診断・車両認識・車種の識別などさまざまな技術が含まれ、これを基に今後、ケーブル構造やバッテリー診断システムなどを採用した新しい充電器モデルの売上が向上すると見込まれる。

特許庁長は「企業の技術開発と海外進出のためには知財を総合的観点で活用する戦略が非常に重要だ」とし、「韓国の革新企業が知財を積極的に活用することで持続的な成長やグローバル企業へと跳躍するよう手厚く支援する」と述べた。

その他一般

5-1 「2025 グローバルイノベーションインデックス」で韓国は総合4位、アジアトップ
韓国特許庁 (2025.9.17.)

初めて4大グローバル革新強国と評価

韓国が4大グローバル革新強国、アジア圏では最高革新国だと評価された。韓国特許庁は9月16日火曜日、世界知的所有権機関(WIPO、WorldIntellectualPropertyOrganization)が発表した「2025 グローバルイノベーションインデックス※(GII、GlobalInnovationIndex)」で韓国が139カ国のうち総合4位※※、アジア諸国の中1位となったと発表した。2020年以後、6年連続で10位圏内に入り、韓国の高いイノベーションの力が世界から認められたと評価される。

※WIPO、欧州経営大学院(INSEAD)、米コーネル大学などがWIPO加盟国を対象に未来経済発展などの主要原動力となるイノベーション力を測定した指標(2007年~)

※※韓国ランキング: (2018)12 → (2019)11 → (2020)10 → (2021)5 → (2022)6 → (2023)10 → (2024)6 → (2025)4

グローバルパリノベーションインデックス（GII）は、①制度、②人的資本・研究、③インフラ、④市場高度化、⑤企業高度化など投入部門5つ、①知識・技術の算出、②創意的算出など算出部門2つの計7分野、計78の細部指標を総合して算出され、韓国は投入部門で4位、算出部門で6位となった。また、韓国は人的資本・研究分野では7年連続で世界トップである。

韓国は78の細部指標のうち、国内総生産(GDP)比特許出願、情報通信技術インフラの中での政府オンラインサービス、企業の研究能力など3つの指標で世界1位と評価され、GDP比国際特許(PCT)と意匠出願においても世界3位の最上位圏と評価された。

グローバルランキングをみると、スイスが1位となり、スウェーデン、米国、韓国、シンガポール、英国の順である。ほかに中国が10位、日本が12位となった。

特許庁長は「韓国のイノベーション力が高く評価されたのは、政府と民間がともに努力してきた人材育成やインフラ構築への取り組みが活発な知財の創出と保護につながった世界だと思う」とし、「今後も特許庁は革新成果を効果的に活用し安定的に保護されるよう支援し、グローバル市場で一歩進んだ競争力を確保できるように取り組む」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム